

令和3年 志布志市教育委員会第3回定例会 会議の概要

- 1 開催日時 令和3年3月19日(金)
開会 午前9時29分 閉会 午前11時45分
- 2 場 所 志布志市役所 本庁5階 第3委員会室
- 3 出席者 教育長 福田 裕生
委員 松原 治美 委員 島津 陽亮
委員 津町千代子 委員 益田 裕子
- 4 出席した職員 教育総務課長 萩迫 和彦 学校教育課長 谷口源太郎
生涯学習課長 江川 一正 給食センター次長 鎌下 秀樹
文化財管理室長 上田 義明 図書館副館長 新久保賢次郎
松山教育分室教育係長 加世田和彦 有明教育分室教育係長 川崎喜代人
教育総務課長補佐 坂元 正知
- 5 欠席委員 なし
- 6 会順及び結果
 - (1) 開 会
 - (2) 前回議事録の承認
令和3年教育委員会第2回定例会議事録 【承認】
 - (3) 教育長の報告
報告第7号 専決の報告について(就学すべき学校の指定)
報告第8号 専決の報告について(区域外就学)
報告第9号 専決の報告について(第11回 SHIBUSHI FOOTBALL FESTIVAL の後援)
報告第10号 専決の報告について(志布志健康ボウリング教室の後援)
報告第11号 臨時代理の報告について(令和2年度一般会計補正予算(第17号)に関する意見の申出について)
報告第12号 臨時代理の報告について(令和3年度志布志市一般会計予算に関する意見の申出について)
 - (4) 議 事
議案第3号 令和3年度志布志市教育行政の重点施策について 【可決】

議案第4号 志布志市指定学校変更事務取扱規程の一部を改正する告示の制定について 【可決】

議案第5号 志布志市立招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について 【可決】

議案第6号 志布志市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について 【可決】

議案第7号 志布志市立学校事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について 【可決】

(5) 委員から提出された動議の討論等 【なし】

(6) 報告

① いじめ・不登校の報告

(7) その他（連絡・報告）

(8) 閉会

◇ 議事の要旨

1 開 会（午前9時29分）

教 育 長 <あいさつ>

全員出席であります。これから本日の会議を開きます。

本日の議事とその順序は、お手元に配布してあります会順に基づき進めますので、御了承ください。

2 前回議事録の承認（午前9時30分）

教 育 長

事務局のほうで委員の方々に回覧いただいたと思います。議事録に御異議ございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

御異議なければ承認といたしますので、議事録の署名をお願いいたします。

<令和3年教育委員会第2回定例会の議事録承認は委員全員承認により署名>

3 会議の公開等（午前9時32分）

教 育 長

次に、会議の公開等についてお諮りいたします。

会順3教育長の報告の報告第7号、第8号及び会順6報告の(1)は、個人情報取扱

う案件でありますので、これを非公開としたいと思います。また、公開用資料の調製については、教育長に一任をお願いします。御異議ありませんか。

教 育 委 員

ありませぬの声あり。

教 育 長

異議なしと認めます。

4 教育長の報告（午前9時33分）

教 育 長

では、教育長の報告でございますが、本日の報告は6件です。

早速「報告第7号 専決の報告について（就学すべき学校の指定）」事務局の報告を求めます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：地理に関する理由で変更する児童生徒の保護者から申請があり許可した案件1件を報告>

【～本報告は非公開～】

教 育 長

次に、「報告第8号 専決の報告について（区域外就学）」事務局の報告を求めます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：転居に関する理由で変更する児童生徒の保護者から申請があり許可した案件等7件を報告>

【～本報告は非公開～】

教 育 長

次に、「報告第9号 専決の報告について（第11回 SHIBUSHI FOOTBALL FESTIVALの後援）」事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

<資料に基づき説明：令和3年3月26日から同年4月4日に開催される標記行事の後援申請があり、承認した件を報告>

教 育 長

質疑に入ります。質疑ありませんか。

松 原 委 員

今日の新聞に載っていた件が関係あるのですか。

生涯学習課長

その件は、鹿児島ユナイテッドF Cによるサッカー教室の件であり、別件です。

益 田 委 員

宿泊所はどうなるのですか。

生涯学習課長

観光特産品協会がタイヤップをして宿泊手配をしており、こちらで把握はしておりません。

松 原 委 員

改めてチーム数をお願いします。

生涯学習課長

全部で69チームです。内訳は後ほど報告いたします。

教 育 長

他に質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第10号 専決の報告について（志布志健康ボウリング教室の後援）」事務局の報告を求めます。

生涯学習課長

<資料に基づき説明：令和3年5月18日から同年6月17日に開催される標記行事の後援申請があり、承認した件を報告>

教 育 長

質疑に入ります。質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

次に、「報告第11号 臨時代理の報告について（令和2年度一般会計補正予算（第17号）に関する意見の申出について）」事務局の報告を求めます。

教育総務課長、学校教育課長

<資料に基づき説明>

教 育 長

質疑に入ります。質疑ありませんか。

松原委員

繰越明許費の言葉の意味とこの年度末に増額補正となった事業が今年度中に終わることができるのか説明をお願いします。

教育総務課長

繰越明許費の意味は、資料1頁に掲げてある事業は国の補助事業を活用して行う事業になっております。国の3次補正に合わせて令和2年度の予算として計上する必要があるためここにあげております。年度内に事業執行と支出が見込めないということで翌年度に繰り越して事業を実施するので繰越明許費として、ここに表記しております。予算書の3頁上段に感染症対策等の学校教育活動継続支援事業では、財源の内訳が国庫支出金4,993千円、その他でふるさと志基金4,994千円充てるところです。国の補助金が2分の1つきますということで、年度内に計上して繰り越すものです。下段の小学校施設老朽化改修事業についても、国の予算が2年度中につくため、令和3年度に予算計上予定でありましたが、国が前倒しして実施するため今回の補正に計上し、実際の実施は4月以降となります。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教育長

質疑なしと認めます。

教育長

次に、「報告第12号 臨時代理の報告について（令和3年度一般会計予算に関する意見の申出について）」事務局の報告を求めます。

教育総務課長、学校教育課長、生涯学習課長

<資料に基づき説明>

教育長

質疑に入ります。質疑ありませんか。

松原委員

部活動指導員派遣推進事業は、令和3年度も実施するのですか。

学校教育課長

今年度は3名を部活動指導員として依頼しましたが、来年度は5名の予定です。

松原委員

学校の校長室に行くと照明が古いままのところがあります。今年度ではなくてもどこかで新しくできたらと思いました。

また、体育館の音響がハウリングして言葉が聞き取れない学校があります。その辺りも点検して予算化ができればと思います。乗用芝刈機は良かったと思います。既に持っているところもあるのではないですか。

土曜学習教室事業は、せっかくやるのであれば、子どもたち参加者をもっと集めることを考えていかなければならないと思います。また、中学生英語技能検定実施事業については、3年度事業費が減額になっていますが、希望者が少なかったから減としたのでしょうか。

学校給食費補助事業の市からの半額助成は、一律全員に半額助成ですか。就学援助世帯には今まで半額助成だったのでしょうか。多子世帯給食費負担軽減事業との整合性はどうなるのですか。

教育総務課長

現在、学校の照明が切れた場合等は、LED化を進めております。全校一斉に取り組めればよいのですが、財源が厳しいため故障修繕時に対応しております。音響機材についても、毎年、予算計上時に学校長と予算ヒアリングを実施しておりますが、その折に学校の方で優先順位を付けていただいて様々な要望を挙げていただいて予算の範囲内をお願いしております。放送設備においても一律に対応すればよいのですが、厳しい現状があるところでありご理解いただければと思います。乗用芝刈機についても、議論をしたところですが、学校の働き方改革の一環で外部に作業を委託することも検討しましたが、現場の意見も参考にしました。全校に購入することも限られた財源においてはできず、要望も多かったため、各中学校区に1台ずつとして、小学校含めて各学校間で調整して使用していただく形をとったところですが。

給食費の半額助成についても、多子世帯補助事業も含めて議論をしたところですが。多子世帯事業対象者がどれほど関係してくるかを確認したところ4世帯ありました。この4世帯は全て就学援助の世帯で、自己負担がなかったため、一律半額補助としたところですが。

教 育 長

乗用芝刈機については、配備された時点で使用についての講習も実施する段取りでおります。学校教育課関係の説明をお願いします。

学校教育課長

土曜学習教室については、今年度は一堂に集まる機会を見送ったところですが。来年度はコロナの状況をみながらこのような機会も是非入れて取り組んでいきたいと考えております。今年度は昨年度よりも中学生の参加率が上がっております。その背景は中学校の部活動との兼ね合いで練習時間を昼から行うなどの調整をこの土曜日の午前に充てていただいて参加率を挙げていただいたところですが。また、中学生

英語技能検定実施事業については、今回2年目となりますが、1年目はなかなか周知が図られていなかったとの反省があります。今年度は初年度よりも参加率も上がっておりますがまだ3割ですので、5割との目標も立てて取り組んでいけるように教育委員会の方も働きかけていきたいと思っております。参加者が少ないといえ少いかもしれませんが現状としては実績に応じた金額を設定したところです。

教育総務課長

給食費補助の件ですが、一部対象とならない方がおります。市外から通っている場合は、市長と協議したのですが、保護者の住所がなく納税をしていない状況では市民と同じように助成を受けるのはどうかと理解が得られにくいのではないかとのことで今回は対象外としました。

松原委員

その場合、該当する他の教育委員会等へはその旨の通知等はされるのですか。

教育総務課長

その点は、今後また詰めて参ります。市内から市外の学校に通っている場合には、この半額の助成額を上限として支払っている額の半額に対して助成するものです。

芝刈機については、今回、地方創生臨時交付金も活用できるということもあったため購入となったものです。

松原委員

トイレ洋式化はどの程度進んでおりますか。

教育総務課長

トイレ様式化には350万円予算化しております。3年度は香月小学校と安楽小学校を改修する予定であります。現在の洋式化率が小中学校合わせて42%であります。

教 育 長

今後の推進につきましては、担当にも確認したところ、1便器当たりの使用人数の多い学校を優先して実施していく方向であります。

教育総務課長

平成22年度から継続して取り組んでいるところです。現状では洋式化率50%を市の目標としておりますが、国の洋式化率が57%になっております。市としても目標数値としては見直しが必要かと考えております。

教 育 長

他に質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

5 議事（午前10時37分）

それでは、次に議事に入ります。

「議案第3号 令和3年度志布志市教育行政の重点施策について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

<資料に基づき説明：教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針となる令和3年度志布志市教育行政の重点施策を定めるため、教育委員会の議決を求める件を説明>

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

松 原 委 員

5頁の特産品活用学校給食補助事業については、提供いただいたときはまた次も提供いただけるようにおおいにPRしてもらった方が良くと思いました。

11頁の地域学校協働活動とは、どのようなものですか。

学校教育課長

各学校に学校運営協議会がありますが、そこから代表の方が出ております。各学校の代表がこの地域学校協働活動本部を創られて、今後各学校の運営協議会をどういう風に運営していくかというようなこと、又は市の教育行政の考え方を代表の方に説明して、更に充実していくという組織形態になっております。

生涯学習課長

コミュニティースクールの委員の方が1名学校協働活動推進員というかたちで選出してあるという形は聞いております。実際のところまだこの活動につきましては実施しておりません。本年度からこのような形でしっかりとした集合体コミュニティースクールの代表者の人たちの協議会等をどういう形で集めるかということは今後検討していく段階であります。

教 育 長

今回、蓬原小学校の学校運営が文部科学大臣表彰をこの件で受賞しました。本市全体ではまだ十分ではありませんが、全県下のなかにおいて、蓬原小学校運営協議会の活動が、公民館等諸団体と十分連携を取りながら活動を県下の中においても進めていることが認められて、県は国に申請をあげたということです。そして表彰を受け本日、伝達表彰を行うこととなっております。今後、本市においても蓬原小の取り組みについて更にお互い情報共有させていただきながら、各校区そして市全体にこういった地域学校協働活動のあり方については波及普及させていく必要がある

と思っているところです。そのようにご理解いただきたいと思います。

教育総務課長

先ほど学校給食における特産品活用について補助がなくなるため(3)の文言を削除した件ですが、このことについては、(2)に「地産地消を推進する」という点において取り組みを進めるということであり、御意見いただきましたとおりサンキョーミートとナンチクから黒豚等もいただいておりますので広くPR等は引き続きしていきたいと考えております

松原委員

13頁の民俗芸能大会は何年毎の開催ですか。

生涯学習課長

3年に一度の開催となり、3年度が開催年度となります。

松原委員

13頁の曾於地区教育協議会管外研修はやめるのですか。

教育総務課長

2年に一度の開催であるため、3年度はないものです。

教育長

他に質疑ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教育長

質疑なしと認めます。

教育長

なければ、議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教育長

討論ありませんか。

教育委員

ありませんの声あり。

教育長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教育長

これから「議案第3号」について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教育委員

異議なしの声あり。

教育長

異議なしと認め、「議案第3号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第4号 志布志市指定学校変更事務取扱規程の一部を改正する告示の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：指定学校の変更に関する事務の更なる利便性の向上を図るため、保護者の就労等による下校後の保護に欠ける留守家庭の許可期間を見直す必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

なければ、議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第4号」について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第4号」は、原案のとおり可決することに決定しました。
それでは、次の議事に入ります。

「議案第5号 志布志市立招致外国青年任用規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明：会計年度任用職員制度の施行に向けた質疑応答の追加等について（令和2年1月17日付け総行公第10号）において、国の非常勤職員の休暇制度に改正があった場合には、会計年度任用職員の休暇制度についても、国の非常勤職員との権衡の観点を踏まえ、必要な制度を確実に整備する必要があるとされたため、語学指導等を行う外国青年招致事業により、語学指導等を行う外国青年の休暇等に関する基準を定める必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

なければ、議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第5号」について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第5号」は、原案のとおり可決することに決定しました。それでは、次の議事に入ります。追加議案であります、

「議案第6号 志布志市小規模校入学特別認可制度に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

教育総務課長

＜資料に基づき説明：特認校に在学する児童が、在学すべき学校に転学する場合の精神的負担及びその保護者の制服等学用品費購入に係る経済的負担に鑑み、特認校へ引き続き在学するための更新申請については、学級の数の減少をその認可

の要件としないこととする必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教 育 長

ほかに質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

なければ、議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第6号」について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第6号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

それでは、次の議事に入ります。追加議案であります、

「議案第7号 志布志市立学校事務処理規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

詳細につきましては、事務局に説明させます。

学校教育課長

＜資料に基づき説明：更なる事務の効率化を図るため、旅行命令（依頼）票及び復命書の様式を見直す必要がある件を説明＞

教 育 長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

質疑なしと認めます。

教 育 長

なければ、議案に対する質疑は、これにて終結いたします。

教 育 長

討論ありませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

教 育 長

討論なしと認めます。討論終結といたします。

教 育 長

これから「議案第7号」について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

教 育 委 員

異議なしの声あり。

教 育 長

異議なしと認め、「議案第7号」は、原案のとおり可決することに決定しました。

6 委員から提出された動議の討論等（午前11時11分）

教 育 長

次に委員からの「動議の討論等」はございませんか。

教 育 委 員

ありませんの声あり。

7 報告（午前11時11分）

(1) いじめ・不登校の報告

教 育 長

それでは、「いじめ・不登校について」事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

<資料に基づき説明>

【～本報告は非公開～】

8 その他（連絡・報告）（午前11時29分）

教 育 長

それでは次の「その他」の連絡・報告に入ります。はじめに、行事報告・行事予定ですが、まず行事報告について委員の方々から何かお聞きになりたいことや報告しておきたいことはございませんか。

教 育 長

他になければ、行事予定について、教育委員関係の行事予定を御覧ください。

＜資料に基づき行事予定を説明＞

生涯学習課長

先ほどのサッカー大会について、チーム数ですが、小学校5チーム、中学校41チーム、高校23チーム、合計69チーム、クラブ毎では小学校3クラブ、中学校28クラブ、高校19クラブであります。小学校中学校両方でのクラブが1チームであり49クラブであります。

教 育 長

それでは、それぞれ各支所、分室からの報告をお願いします。

文化財管理室、図書館、松山分室、有明分室、給食センター

＜報告＞

津 町 委 員

＜報告＞

教 育 長

それでは、以上で本日の会議を終了します。次の定例教育委員会は、4月21日水曜日午前9時30分から開きます。会場は5階の会議室です。本日は、これにて散会します。御協力ありがとうございました。

9 閉 会（午前11時45分）